

議案第14号

愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、西八幡ちびっ子広場を廃止するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表西八幡ちびっ子広場の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前				
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 371 551 432">名称</th> <th data-bbox="553 371 1104 432">所在地</th> </tr> </thead> </table>	名称	所在地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 371 1509 432">名称</th> <th data-bbox="1512 371 2056 432">所在地</th> </tr> </thead> </table>	名称	所在地
名称	所在地				
名称	所在地				
須依北前ちびっ子広場の項から北河田ちびっ子広場の項まで 略	須依北前ちびっ子広場の項から北河田ちびっ子広場の項まで 略				
	西八幡ちびっ子広場 <u>愛西市小津町江新田5番地1</u>				
諏訪ちびっ子広場の項以下 略	諏訪ちびっ子広場の項以下 略				